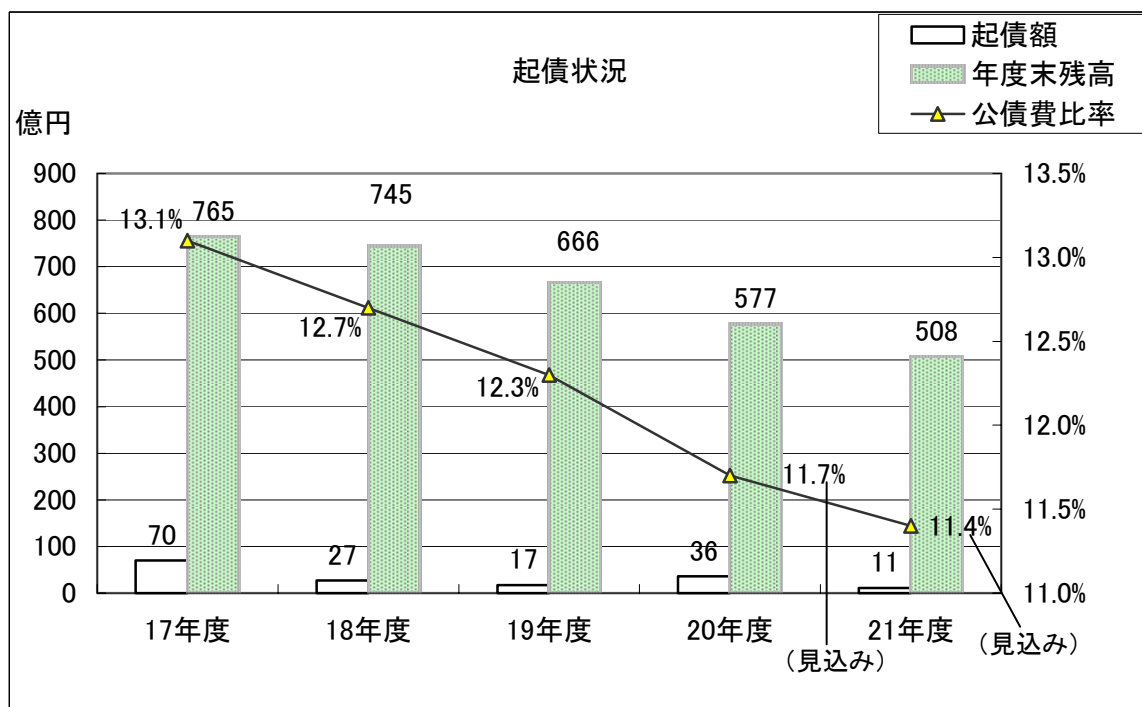
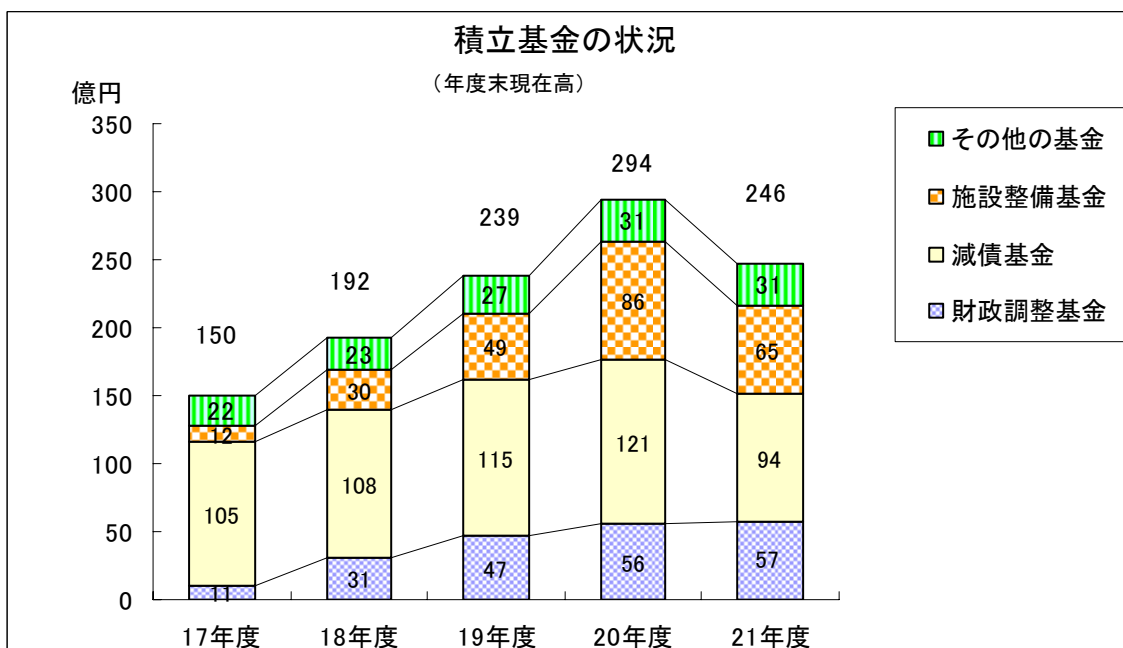


7 特別区債（区の長期借入金）



公債費比率とは、その年度に支払うべき過去に発行した起債の返済額が、区の収入で使い道が限定されていない収入（区税など）の合計に対して、どのくらいの負担割合になっているかを数値化したものです。起債の年度末残高（借金の残額）は、平成9年度以降に取得した大規模公園に係る償還が進むとともに、新たな起債発行を抑制した結果、徐々に減ってきています。

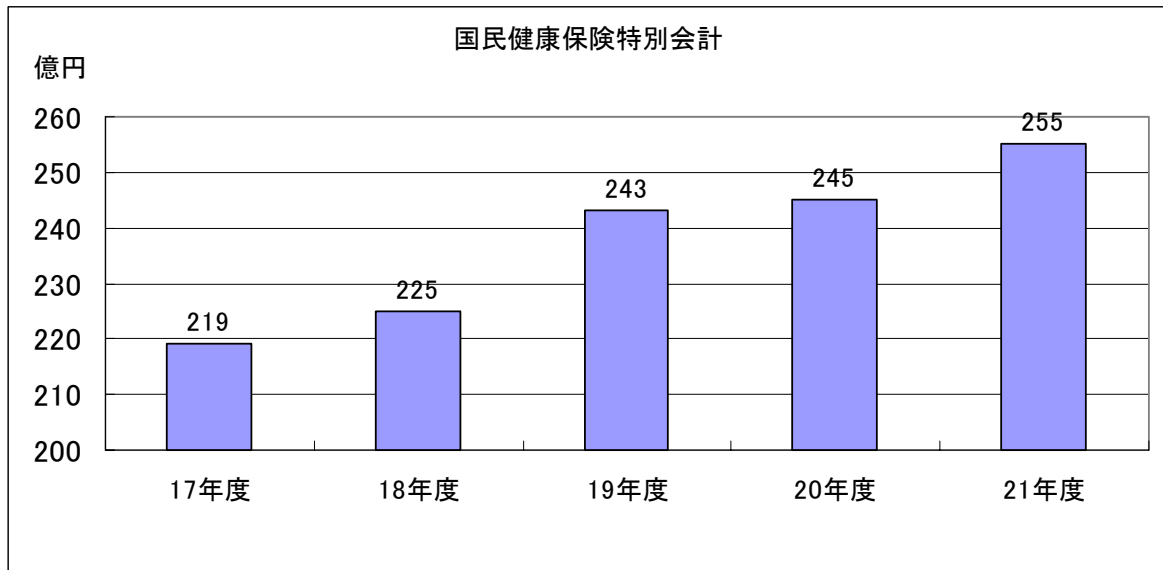
8 積立基金（区の貯金）



21年度の予算編成においては、財源不足が生じたことから施設整備基金の取り崩しを21億円余行っており、基金残高の合計は減少に転じています。

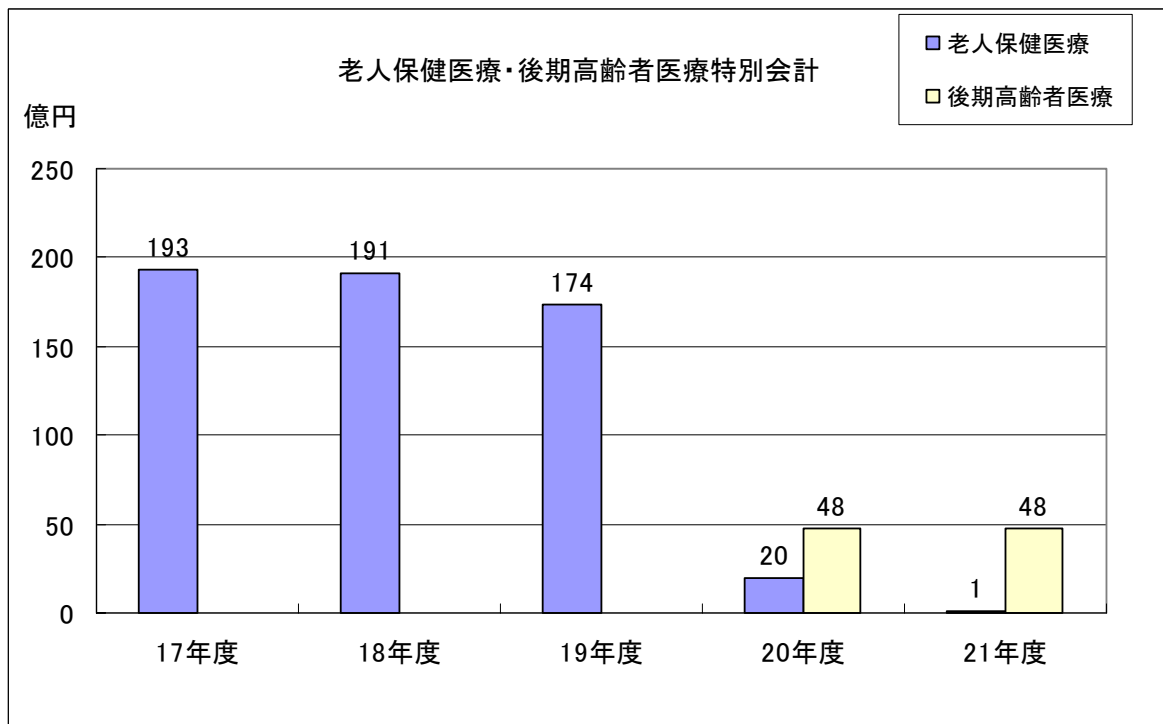
9 特別会計財政規模の推移

(1) 国民健康保険特別会計



医療制度改革によって、後期高齢者医療制度相当分の縮小がありました。一方、医療費などの増があり、会計全体では前年度比4.4%増の255億円となりました。

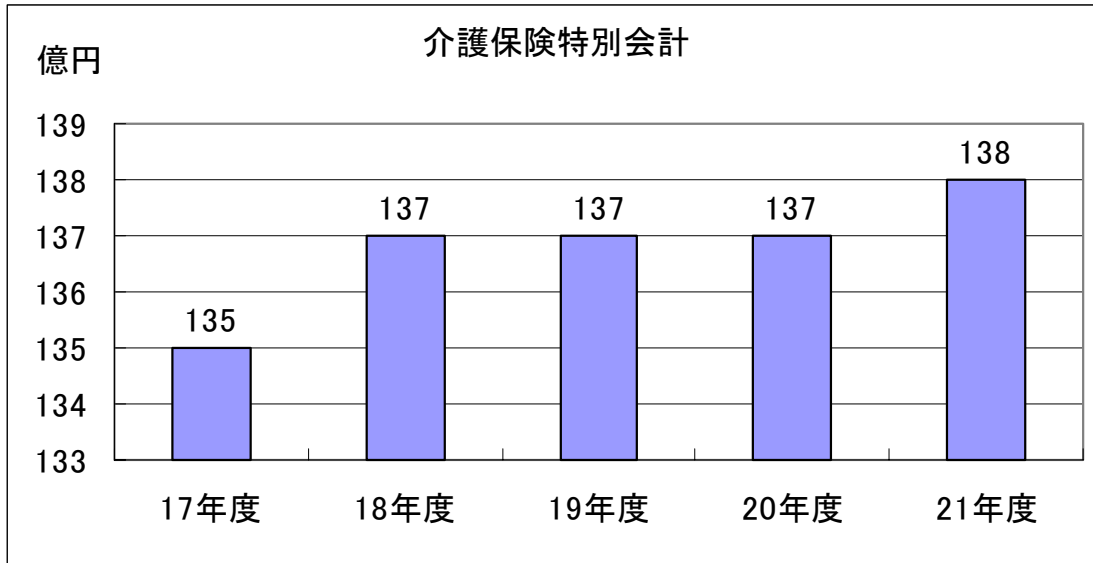
(2) 老人保健医療特別会計・後期高齢者医療特別会計



老人保健医療特別会計は、医療制度改革により老人保健医療制度が20年3月で終了したことに伴い97.3%減の5千万円となりました。

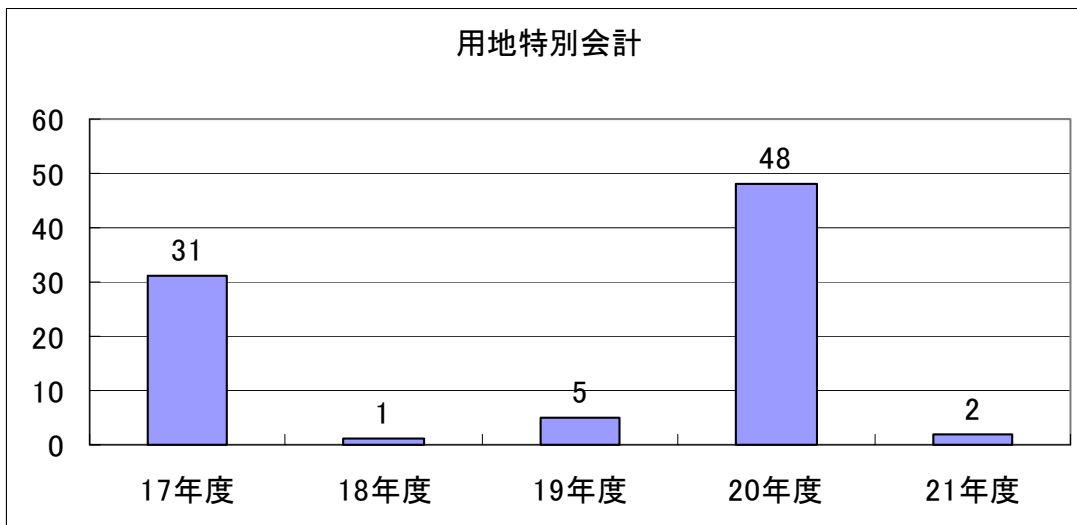
また、20年度に新設した後期高齢者医療特別会計は、前年度とほぼ同額の48億円となっています。

(3) 介護保険特別会計



18年の介護保険法改正により伸びが抑えられていましたが、21年度は保険給付費の増により前年度を上回りました。

(4) 用地特別会計



21年度は46億円余の大幅減となりましたが、これは東山公園拡張用地取得に係る公共用地先行取得債の償還経費の減などによるものです。

参 考 資 料

21 年度に実施する特色ある事業

本編では、実施計画事業、重点化対象事業など、21 年度に区で実施を予定している事業について、ごく簡単に紹介をしました。

ここでは、その中で 21 年度に実施する特色ある事業として「税のコンビニ・マルチペイメント収納導入」、「目黒川浄化対策実験」を取り上げ、より詳しく説明します。

税のコンビニ・マルチペイメント収納導入

1 導入の背景

今までの特別区民税・都民税（普通徴収）及び軽自動車税の納付は、口座振替での納付方法を除き、区役所・金融機関の窓口が開設している曜日・時間帯に限られ、また、ゆうちょ銀行・郵便局では納付できる地域が限られていました。

納税者の生活スタイルが多様化している現在、納付できる時間帯等が限られるために納税に不便をおかけしていました。

2 納税者の利便性の向上

コンビニエンスストア、全国のゆうちょ銀行・郵便局、ペイジー対応の A T M、インターネットバンキング、モバイルバンキングでの納付を可能にしました。

このことにより、コンビニエンスストア・インターネットバンキング・モバイルバンキングでは 1 年中の納付が可能となり、また、全国のゆうちょ銀行・郵便局での納付やマルチペイメントネットワーク対応の A T M での納付により、納付場所・納付時間が拡大され、納税者の生活スタイルに合わせた納付をお願いすることで利便性が向上されます。

3 納付の方法

（1）納付書

軽自動車税については 4 月より、また、特別区民税・都民税（普通徴収）については 5 月より新しい納付書をお送りします。

（2）特別区指定金融機関及び特別区公金収納取扱店での納付

東京に本支店のある銀行、信用金庫等の窓口では従前どおり納付ができます。また、ゆうちょ銀行・郵便局は、今まで関東及び山梨県に限られていましたが、全国のゆうちょ銀行・郵便局で納付ができるようになります。

（3）コンビニエンスストアでの納付

バーコードが印字された納付書でのみ納付できます。

バーコードの印字がない納付書（30 万円を超える納付書）での納付は、金融機関又は区税務課、地区サービス事務所での納付となります。

なお、利用できるコンビニエンスストアは次とおりです。

エーエム・ピーエム、エブリワン、ココストア、コミュニティ・ストア、サークルK、サンクス、スリーエフ、セーブオン、セブン イレブン、デイリーヤマザキ、ファミリーマート、ポプラグループ、ミニストップ、ヤマザキデイリーストアー、ローソン（50音順）

（４）ペイジー対応のＡＴＭでの納付

マルチペイメントネットワークに参加している金融機関の本支店にあるＡＴＭで、ペイジー対応のＡＴＭからの納付ができます。

ＡＴＭの稼働時間、夜間手数料の有無等は金融機関によって異なりますので、使用する前に金融機関でご確認ください。

（５）インターネットバンキング・モバイルバンキングでの納付

インターネットバンキング及びモバイルバンキングに口座をお持ちの方は、パソコン・携帯電話からの納付ができます。

[注]マルチペイメントネットワーク（ペイジー）とは

ＡＴＭ、インターネットバンキング、モバイルバンキングを使用して、税金や光熱水費などの公共料金及び各種料金の支払いができ、利用者の利便性向上を図るとともに収納機関及び金融機関の事務の効率化を図ることを目的とした、公益に資する新たな仕組みです。

目黒川浄化対策実験

1 目黒川の現状と課題

目黒川は、世田谷区池尻三丁目を上流端として、世田谷区、目黒区を東流し、途中上目黒一丁目で支流の蛇崩川を合わせて、品川区東品川一丁目で東京湾に注いでいる延長7.8kmの二級河川です。

昭和50年代の目黒川は、流域の急速な都市化に伴って、水質が悪化するとともに、水害も多発していましたが、その後の下水道の普及や落合水再生センターからの高度処理水の導水などにより水質改善も進み、野鳥の飛来や魚類の遡上もみられるようになり、護岸や調節池の整備により治水安全度も向上しました。また、沿川通路や親水広場など、憩いの水辺空間としての整備も進み、桜の名所としても有名になりました。

このように環境改善が進んだ目黒川ですが、船入場から下流の感潮域（潮の満ち引きの影響を受ける区間）では、流れが停滞することや雨天時に合流式下水道から汚水の一部が越流することにより、有機物が堆積しこれらの腐敗などにより臭気や白濁化などの問題が生じています。まとまった雨が降り、気温が上昇する春から秋にかけては、こうした現象が特に顕著になります。



目黒新橋～太鼓橋付近（目黒区）



市場橋付近（品川区）

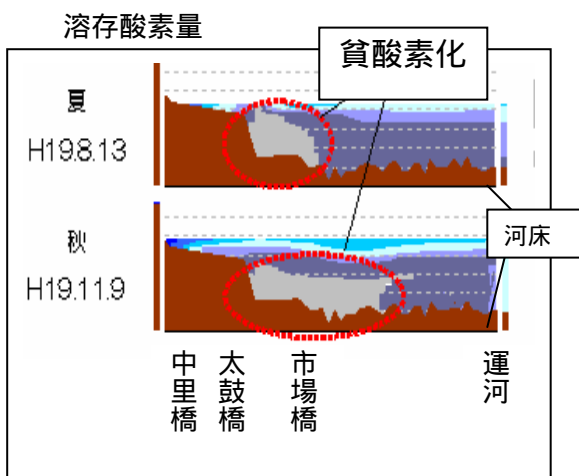
2 改善に向けた取組み 浄化対策実験

目黒区では、臭気などの問題を改善するため、水の流れをよくする河床整正や堆積物の除去などの対策を行ってきましたが、根本的な解決に至っていないのが現状です。

目黒川について同じ問題を抱えている品川区では、立会川で改善効果のあった高濃度酸素溶解水による水質改善実験を、平成20年度から区境近くの市場橋付近で実施しています。これは、太鼓橋から下流の目黒川感潮域の中層～下層が貧酸素化していることに着目し、高濃度酸素を溶かした水を放流して、臭気などの原因となっている硫化水素の発生を抑制しようという試みです。しかし、貧酸素域が広範囲にわたっていることから、平成21年度については、目黒区でも上流の太鼓橋付近

で同様の実験を行い、2区で連携して浄化対策としての効果を検証します。

< 目黒川の水質調査結果 >

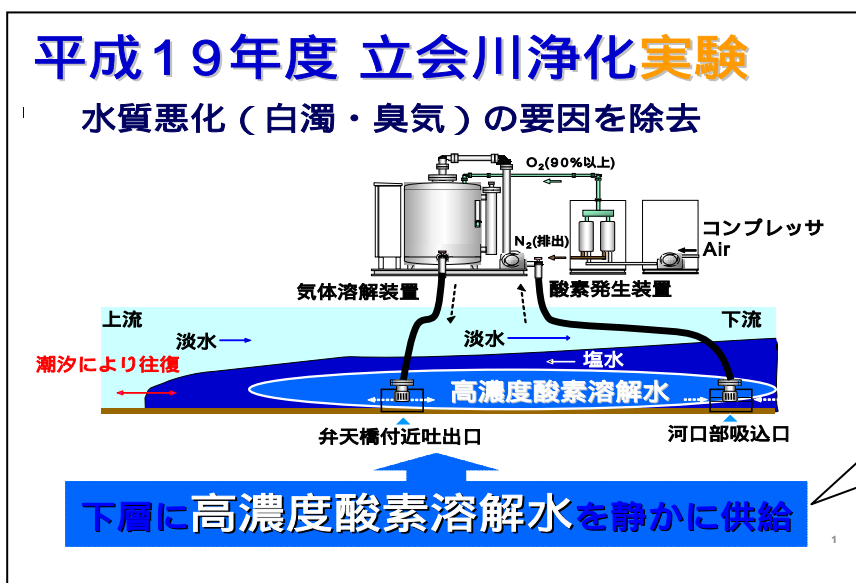


(品川区提供)

< 実験予定箇所 >



< 高濃度酸素溶解水供給による水質改善実験の仕組み－立会川浄化実験（品川区） >



同様の装置により、立会川の4倍の毎時400 m³の高濃度酸素溶解水を2区で供給します。

(品川区提供)

3 平成21年度予算

実験施設の整備、実験経費及び水質調査経費として、3,354万円を計上しています。

4 今後の取組み

今回の実験を通じて浄化対策としての効果が確認できれば、この手法の本格的な導入を目指し、品川区と連携して東京都に対し財政的・技術的な支援を要望していきます。

行財政改革の推進

1 これまでの取り組み

平成 10 年 3 月に特別区制度改革をはじめとするさまざまな制度改革への対応や厳しい財政状況を克服する必要から「目黒区行財政改革大綱」を策定し、また、14 年 2 月に「第 2 次行財政改革大綱・年次別推進プラン（14 年度～17 年度）」を策定しました。

16 年 3 月の実施計画改定の際には、計画期間中の財源確保と将来にわたる安定した行財政の基盤整備を行うため、「第 2 次行財政改革大綱」を改訂するとともに、「年次別推進プラン」を実施計画期間（16 年度～20 年度）に合わせて延長し、この 5 か年を集中改革期間として行財政改革に取り組むこととしました。

19 年 3 月には、これまでの基本的な枠組みを踏襲しながら、前回改訂からの 3 年間に生じた事情や状況の変化を踏まえ「第 2 次行財政改革大綱・年次別推進プラン（19 年度～20 年度）」として改訂し、集中改革期間の残り 2 か年の行財政改革を実施していくこととしました。

（表 1） これまでの目黒区における行財政改革の経緯

年 月	概 要
平成 8 年 10 月	・「目黒区行財政改革委員会」設置
平成 9 年 11 月	・委員会において、区が行財政運営全般に関して 1 年 2 か月にわたり検討し、「分権時代の行財政改革」（提言）をまとめた。
平成 10 年 3 月	・「目黒区行財政改革大綱」策定
平成 12 年 4 月	・大規模な組織改正を実施
平成 14 年 2 月	・第 2 次行財政改革大綱（14～17 年度）策定 年次別推進プラン（14～17 年度）策定
平成 16 年 3 月	・第 2 次行財政改革大綱（16～20 年度）改訂 年次別推進プラン（16～20 年度）改訂
平成 19 年 3 月	・第 2 次行財政改革大綱（19～20 年度）改訂 年次別推進プラン（19～20 年度）改訂
平成 21 年 3 月	・「目黒区行革計画」策定

（表 2） これまでに進展した主な取り組み

	主な改革項目及び具体策
第 1 区民から信頼される身近な区政を目指します	IT を活用した窓口業務の改善 - 粗大ごみの受付手続、蔵書検索などの電子化 インターネット等を活用した広報手段の拡充 - メールマガジンによる情報発信開始 住民参加手法の改善 - パブリックコメント手続要綱の策定 審議会の設置基準等の見直し - 区議会選出委員の報酬の見直し 地域の公益的活動の支援に関する方針や体制づくり - ボランティア等活動拠点整備
第 2 無駄をなくし、税金を有効に活用します	放置自転車対策の推進 - 放置防止指導員の増員など放置自転車対策の強化 資源回収活動の拡大 - 資源プラスチック回収モデル事業の開始 保育園の見直し - 目黒保育園の指定管理者制度導入 公の施設の管理運営の効率化 - 体育館等のスポーツ施設の指定管理者制度導入 広告収入の確保 - 民間事業者と一部区報の共同発行による広告料収入の確保
第 3 サービス提供者としての職員改革を進めます	窓口サービスの向上 - 窓口対応事例集の発行、クレーム対応研修、窓口職員と広聴担当職員の懇談会の実施等、窓口サービス向上の取り組みの強化・充実 総合的な人材育成計画の策定 - 全職員を対象とした人事考課制度、目標によるマネジメント制度への取り組み

第4 着実に 改革を進めて 自治の基盤を 強化します	特別区民税の収納強化 - 滞納処分の対象拡大、インターネット公売の実施など 介護保険給付の適正化 - 給付適正化システム等の活用による事業者への立入調査、実地指導、給付費通知の実施 庁内イントラネットによる事務処理の効率化 - 文書管理システム等内部情報システムの運用開始
-------------------------------------	--

(表3) 集中改革期間(16年度～20年度)の行革の取り組みの成果

<財源確保> 20年4月時点

目標 約191億円



約197億円確保

<職員数削減> 20年4月時点

目標 265人(総数の10%程度)



282人削減(243人増、525人減)

行革の取り組みにより各種事業の財源が確保できました。

- ・ 目黒中央中学校の開設、碑小学校の改築
- ・ 公園、道路、自転車駐輪場、自転車集積所の整備
- ・ 区役所窓口や児童館、体育館、図書館等の開設時間の拡大など利便性の向上 等

(表4) 目黒区の職種別職員数の推移

職種	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	15年度と20年度の比較	
							増減数	増減率
事務系	1,163	1,137	1,114	1,107	1,102	1,099	64	5.5%
福祉系	622	620	625	625	613	609	13	2.1%
一般技術系	199	197	191	181	183	181	18	9.0%
医療技術系	117	120	122	119	118	119	2	1.7%
技能系	544	500	458	426	397	355	189	34.7%
合計	2,645	2,574	2,510	2,458	2,413	2,363	282	10.7%

各年度4月1日現在の総務省定員管理調査値

2 平成21年度以降の取り組み(目黒区行革計画 21年度～23年度)

(1) 目黒区行革計画の性格と構成

20年度までの集中改革期間が終了しますが、これに引き続く21年度から23年度を計画期間として、新たに目黒区行革計画を策定しました。

この計画は、行財政改革の基本的方針である行革推進方針と改革の具体策である行動計画で構成しています。これに基づき、今後、区政全般にわたり施策・施設のあり方や執行方法を不断に見直して、人的資源、財源を効果的に配分するとともに、行政サービスの向上や経費の縮減などを実現していきます。

(2) 行革推進方針

・行財政改革の目的

社会状況の変化を鋭敏に捉え、新たな課題や区民ニーズへの対応を含め、施策の優先性・重要性に配慮した上で、限られた人材・財源等の行財政資源を最も効果的・効率的に配分していきます。また、行財政運営全体の改革を不断に進め、質の高い区民サービスを提供して、区民満足度の向上を目指します。

同時に、この行革計画は、平成 22 年度を初年度として改定する予定の目黒区基本計画・実施計画を円滑に推進する役割を担うものです。

・行財政改革の基本的方向

効果的・効率的に区民サービスを提供するとともに、区民と行政との協働を進めます

職員と組織が持てる力を常に発揮でき、不断に改革に取り組む組織風土をつくります

社会経済情勢の変化と新たな財政負担に対応できる財政基盤を確立します

・3年間の成果指標

職員数

人件費を抑制し、活力ある組織・体制を維持しつつ年齢構成にも配慮した、できる限り均衡のとれた職員構成を目指します。また、平成 21 年度から 30 年度までの 10 年間の取り組みで、平成 30 年度当初の常勤職員数を 1,900 人（再任用職員の常勤振り替えを含めた定数では 2,100 人）以下とし、職員 1 人当たりの区民数は 135 人、歳出総額に占める人件費の割合は 20% 以下の水準を目指します。

23 年度までの 3 年間では、140 人の職員数削減を目標とします。

財政指標

平成 20 年 9 月以降の急激な景気後退に伴い、今後、区税や特別区交付金の大きな落ち込みが予想されます。このような状況下であっても、緊急経済対策やセーフティネットの充実など、区民ニーズへの的確な対応が期待されています。そのためには、区としての財政面での基礎体力を高めていくことが不可欠であり、常に区の財政状況を改善し、安定した財政基盤を確立していく努力が必要です。

< 経常収支比率 >（注 1）

19 年度決算における経常収支比率は 79.2% であり、適正範囲とされる 70～80% の中に納まっています。

今後、区税や特別区交付金など経常一般財源の減少が見込まれていますが、適正水準をできる限り維持できるよう、人件費や既定一般事務事業費など経常的経費の抑制に努めていきます。

< 公債費比率 > (注2)

適正水準である 10% の範囲内を目指し、特別区債の新たな発行については、その必要性を十分精査し、計画的な抑制に努めます。

< 積立基金 > (注3)

積立基金残高が、他区に比べて依然として低水準で推移していることを踏まえ、財政調整基金や施設整備基金については、今後の財政状況等の推移を見極めながら、将来の財政需要に備え、可能な限り積立を行い、財政の健全化に努めていきます。

(注1) 人件費・扶助費・公債費などの経常経費に、区税や交付金等の経常一般財源がどの程度充当されているかを示すもので、この比率が高いほど、財政構造が硬直化しています。(P65 参照)

(注2) 自治体が借り入れた地方債の元利償還の費用に充てられる一般財源の額の割合です。19 年度の目黒区の比率は 12.3% でした。(P52 参照)

(注3) 年度間の財源の不均衡を調整するものが財政調整基金です。目黒区の積立基金は合計額・区民一人あたりの金額のいずれも他の 2 3 区と比較して低い水準にあります。

(3) 行動計画

行 動 計 画 (抜 粋)	
第1 効果的・効率的に区民サービスを提供するとともに、区民との協働を進めます。	第2 職員と組織が持てる力を常に発揮でき、不断に改革に取り組む組織風土をつくります。
区施設への指定管理者制度導入	行政評価の実施
中目黒駅前保育園での新たな保育サービスの拡充	多様な入札方法の活用
第二ひもんや保育園への導入準備	目黒区シンクタンクの設置
社会教育館への導入検討	職員住宅の見直し
公益法人等への支援のあり方の見直し	特殊勤務手当の見直し
児童館業務の民営化(旧第六中学校跡地での新設館)	行革の成果と生み出された財源の使い道の明確化 ほか
保育園調理業務の委託化(2園)	第3 社会経済情勢の変化と新たな財政負担に対応できる財政基盤を確立します。
用務業務への非常勤職員活用(老人いこいの家・保育園・学校)	区施設等の使用料の改定 ※ ※ 改定時期は経済状況等を踏まえ、総合的に判断します。
認可保育所と認証保育所等の保育料の格差是正(低所得世帯への保育料補助)	保育園の保育料の改定 ※
学童保育クラブ利用児童受け入れ枠の拡大	特別区民税納付の利便性の向上
公園等整備・管理における住民参加の継続・拡充	印刷物への有料広告による収入の確保
古紙回収における集団回収方式への一元化	直営保養所のあり方の見直し
庁用車の使用抑制と、環境負荷の少ないハイブリッド車等への切り替え ほか	中町二丁目公共駐車場の廃止
	フィルムコミッション(撮影支援事業)の構築 ほか

行動計画は、全部で 114 項目あります。人員削減分を含めて 3 年間の財源確保額は、約 20 億円の見込みです。行動計画は毎年改訂することとし、その中で更なる取り組みも進めていきます。

3 区民への公表

行財政改革の実施状況は、めぐろ区報やホームページを利用して公表しています。

類似団体との財政状況比較

市町村財政比較分析表（平成 19 年度決算）

目黒区の財政状況につきましては、条例に基づいて毎年 2 回「めぐろ区報」に掲載し、また、ホームページでも「決算状況一覧表」として区民のみなさまに公表しているところです。

ここでは、財政状況をより分かりやすく、より積極的に開示する全国的な取組として、人口や産業構造が類似する区市町村を分類した「類似団体」(1)の中で比較可能な財政指標を用いて財政状況の比較分析を行います。

1 類似団体

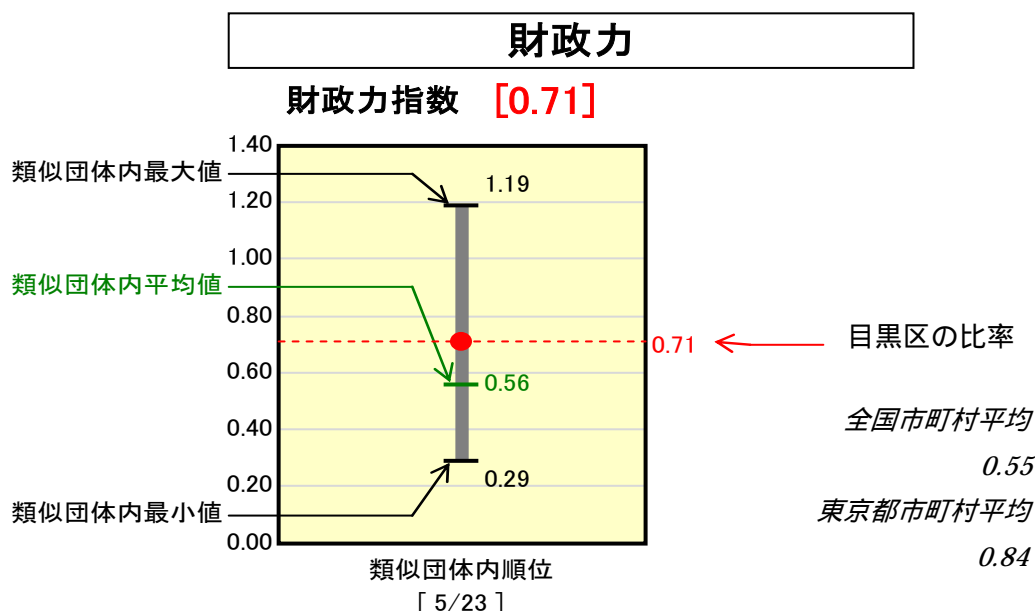
人口及び産業構造により全国の区市町村を 35 の類型（平成 19 年度決算の場合）に分類した結果、当該団体と同じ類型に属する団体を言います。目黒区は「特別区」に属します。

< 目黒区の財政状況の比較分析 >

1 はじめに

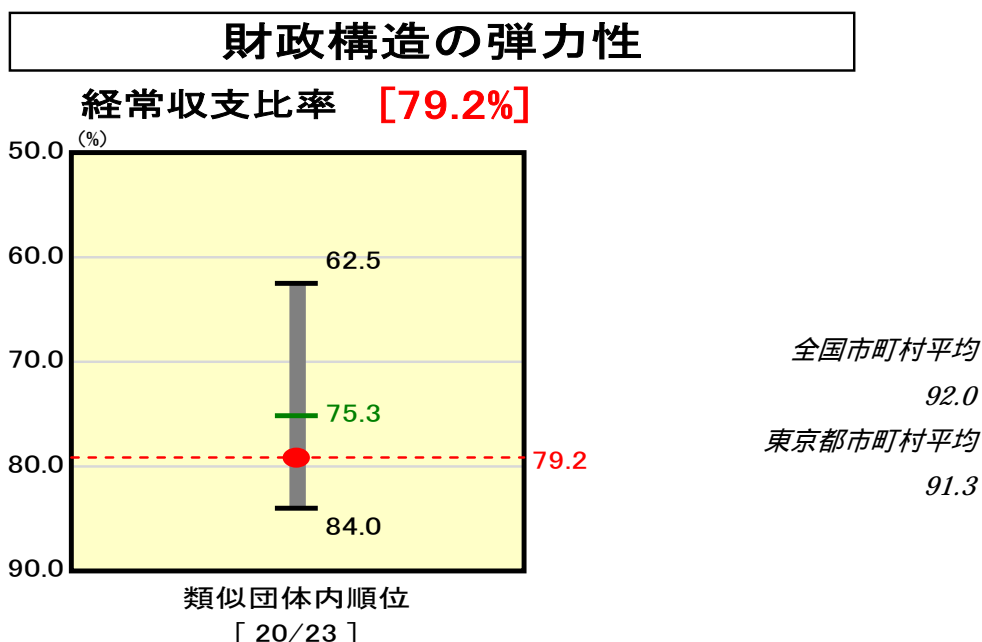
目黒区では、平成 9 年度から 15 年度にかけて大規模な公園用地を 4 か所取得しました。これに伴う起債により公債費が大幅に増え、各比較数値にも影響を及ぼしています。しかし、この公園用地分の償還費については都区財政調整制度による財源措置があり、実質的には区の財政負担は無いものとなっています。

2 財政力



財政力指数とは、地方交付税（特別区の場合は特別区財政調整交付金。以下同じ）算定上の基準財政収入額を基準財政需要額で除したもので表される指数の過去 3 年間の平均数値です。一般的に当該地方公共団体の財政力を判断する理論上の指標とされ、指数が大きいほど財源に余裕があるとされるものです。目黒区の値は 0.71 で、類似団体（特別区 23 区）中 5 位です。

3 財政構造の弾力性



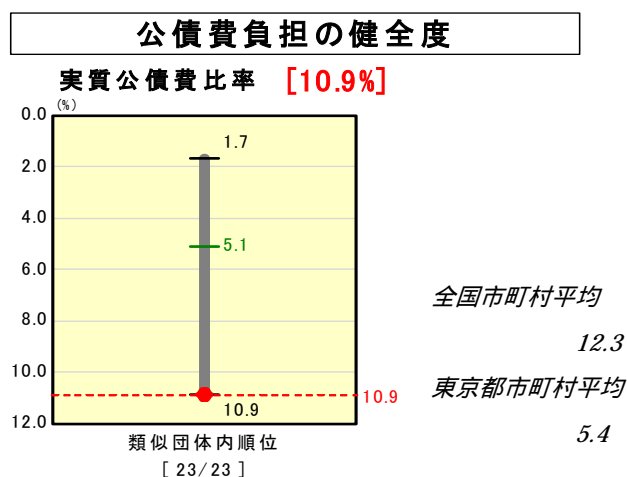
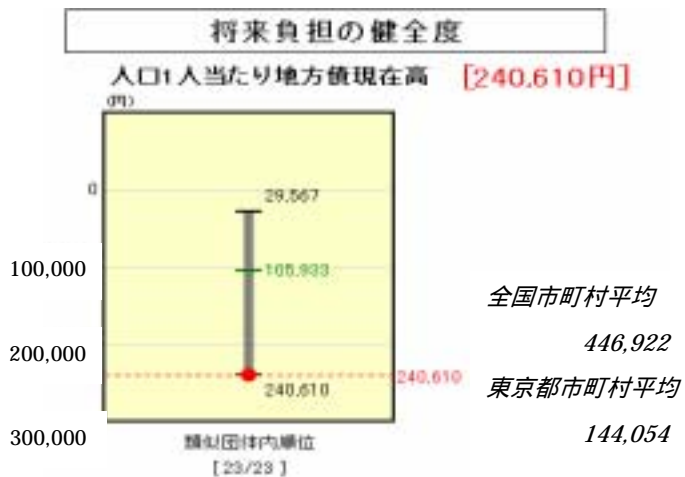
経常収支比率(2)は、類似団体平均を3.9ポイント上回る数値となっていて、類似団体内20位です。経費別では、扶助費は平均を下回っていますが、公債費や人件費などが高い率となっています。適正水準とされる70~80%内の数値維持を目標とし、事務事業や執行方法の見直しなどにより、財政の弾力性を確保できるよう取り組んでいきます。

2 経常収支比率

特別区税など経常的に収入される一般財源のうち、どれだけが経常的経費(毎年度継続的かつ恒常的に支出される経費)に充当されているかを示すもので、当該地方公共団体の財政構造の弾力性を判断する指標です。

$$\text{経常収支比率}(\%) = \frac{\text{経常経費充当一般財源}}{\text{経常一般財源} + \text{減税補てん債等}}$$

4 地方債(特別区債)



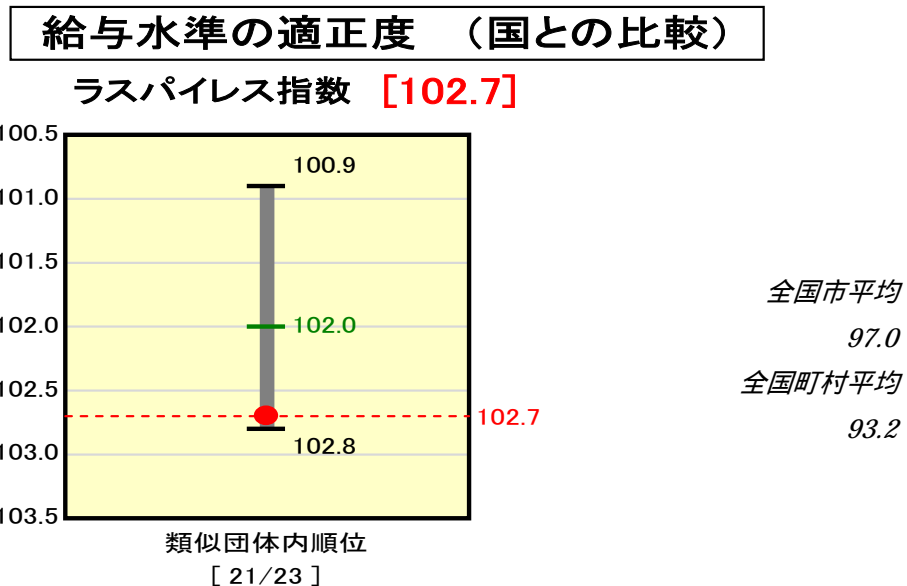
平成9年度から15年度にかけて大規模な公園用地を4か所取得したことに伴う起債により、公債費が大幅に増えています。この公園用地分の償還費は都区財政調整制度による財源措置があるものですが、各比較数値に影響を及ぼしています。人口1人当たりの地方債現在高は、前年度を30,527円下回る240,610円になっています。現在高の約4割は特別区交付金などの財源措置があるものの、類似団体の中で最も高く、改善が課題となっています。今後は、地方債の発行の必要性を十分精査し、計画的な抑制に努めることで、残高の縮小を図っていきます。

また、実質公債費比率(3)は10.9%で、こちらも類似団体の中で最も高くなっています。20年度以降は大規模公園の償還が順次終了していくため、現役世代と将来世代との負担のバランス等に配慮しながら適切な起債管理に努め、数値の改善を目指していきます。

3 実質公債費比率

公債費に加えて区が負担する一部事務組合等の公債費相当経費や公債費に相当する債務負担行為などを含めた実質的な公債費相当額が、区の標準的な財政規模に対して占める割合を過去3年度間平均した比率を言います。この比率が18%以上になると地方債の発行に際し許可が必要となります。

5 給与水準の適正度(国との比較)

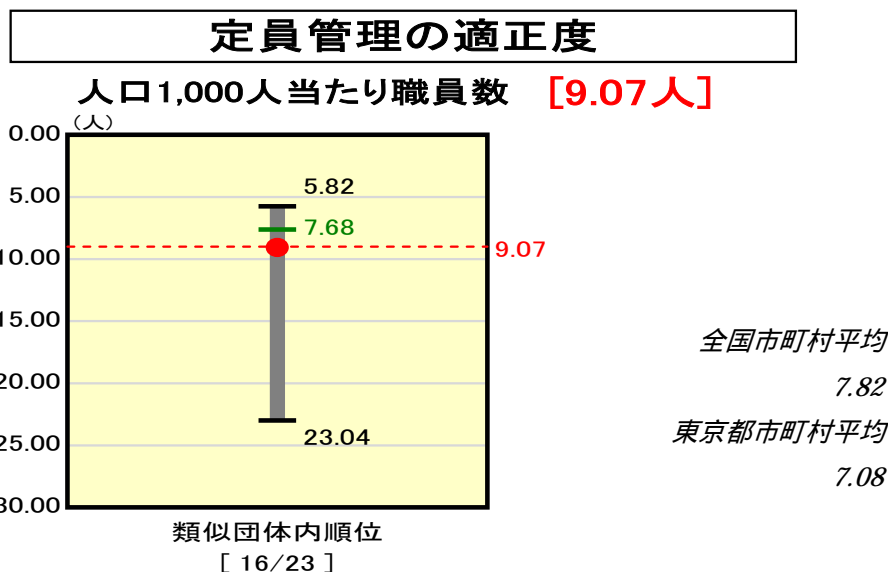


ラスパイレス指数(4)は、国を2.7ポイント上回り、類似団体中21位となっています。今後、年功的な給与上昇を抑制し、各種手当の総点検を行うなど、より一層の給与の適正化に努めるとともに、職務・職責及び業績に応じた適切な給与制度へ転換することにより、指数の低下を図ります。

4 ラスパイレス指数

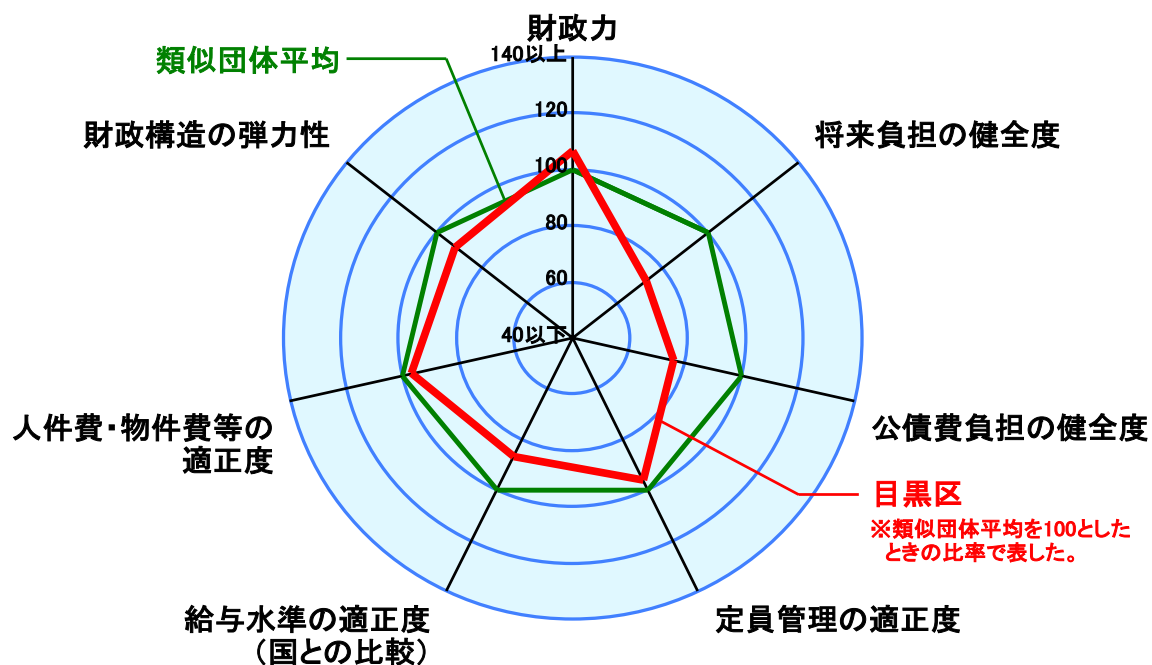
地方公務員と国家公務員の給与水準を、国家公務員の職員構成を基準として、行政職について学歴別、経験年数別に平均給与月額を比較し、国家公務員の給与を100とした場合の地方公務員の給与水準を指数で示したものです。

6 定員管理の適正度



人口1,000人当たり職員数は、9.07人で、類似団体中16位となっています。職員数については、16年度から20年度までの5年間で、15年4月1日現在の職員数2,645人の10%程度である265人の削減を目標として職員定数の適正化に取り組み、282人の削減を実現しました。21年度から23年度の職員定数計画では140人の削減を目指すなど、今後も人件費の抑制に努めていきます。

以上のような結果、類似団体平均を100とした場合、目黒区の財政状況をレーダーチャートで表すと、以下のようになります。



区 民 憲 章
《まちづくりのために》

わたくしたちは、この目黒区を、わたくしたちの力で明るく住みよい地域社会にするため、つぎのことを心にとめて、その実践につとめます。

- 1、人間性を尊重し、明るい豊かな人間のまちの実現に努力します。
- 1、広く暖かい心を養い、信頼と協力の人間関係を育てます。
- 1、地域のくらしをたいせつにし、緑と水と青い空をまもります。
- 1、伝統や文化遺産をたいせつにし、よいしきたりや新しい文化をきずきます。
- 1、こどもからおとしよりにいたるまで、お互いにたすけあい、この目黒区に、生きがいのある生活を実現します。

昭和52年10月1日制定

= 区民の皆さんに予算を理解していただくために =

平成21年度(2009年度)
区民のための予算ハンドブック

平成21年5月発行

発行 目黒区

編集 目黒区企画経営部財政課

〒153-8573 東京都目黒区上目黒2-19-15

電話 03-5722-9137(直通)

Eメールアドレス zaisei01@city.meguro.tokyo.jp